

奈良県の地震

【奈良県の地震活動図】

震央分布図と断面図

【奈良県地震概況】

【地震一口メモ】

「火山防災の日」について

「奈良県の地震」は、奈良地方気象台における地震調査の一環として県内の地震活動状況を的確に把握し、きめ細かい防災対策に資するため 1989 年 1 月より月 1 回発行しています。「奈良県の地震」は、上記の項目で構成し、適宜地震解説資料や用語解説等を掲載します。

※本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成している。また、2016 年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、2022 年能登半島における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（よしが浦温泉、飯田小学校）、EarthScope Consortium の観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成しています。

※震度データは、気象庁の震度計の観測データに併せて地方公共団体、及び国立研究開発法人防災科学技術研究所から提供されたものを掲載しています。

※この資料の震源要素及び震度データは、再調査されたあと修正されることがあります。

奈良地方気象台
2025 年 7 月

本誌の過去分は奈良地方気象台ホームページでご覧いただけます。

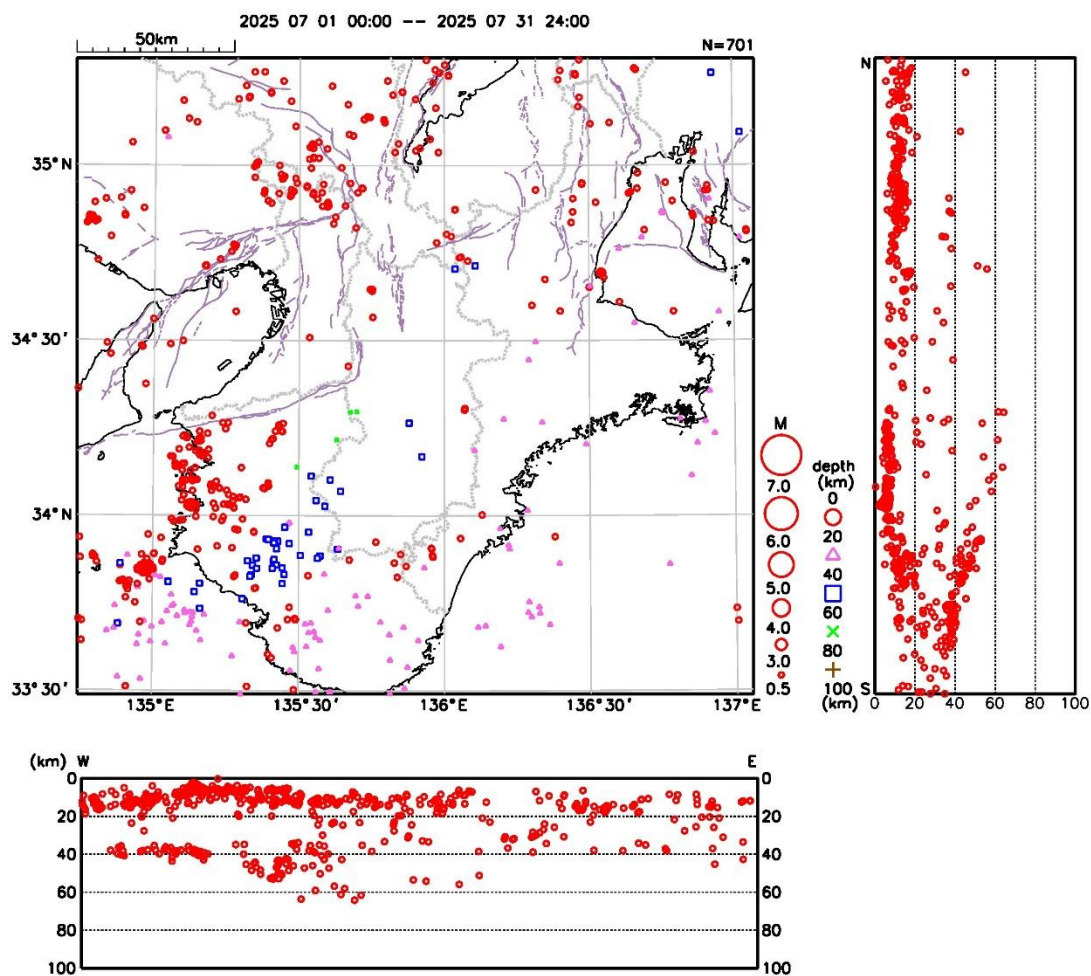
URL : <https://www.data.jma.go.jp/nara/jisin/jisin.html>



【奈良県の地震活動図】

震央分布図と断面図

震央分布図（左上）は、地震が発生した場所を地図上に表し、記号の大きさと地震の規模（マグニチュード、Mとも表記）と記号の種類で震源の深さを表しています。また、紫色の線は地震調査研究推進本部による主要活断層帯を表しています。南北方向の断面図（右上）と、東西方向の断面図（左下）で地震の垂直分布を表し、これらにより地震の発生状況と規模が把握しやすくなります。



【奈良県地震概況】

奈良県内で7月に震度1以上を観測した地震はありませんでした。

【地震一口メモ】

「火山防災の日」について

令和5年（2023年）、活動火山対策特別措置法（活火山法）の一部が改正され、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定しました。明治44年8月26日に浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、器械を用いた近代的な観測が始まったことから、8月26日を「火山防災の日」とすることとなりました。火山防災の日には防災訓練等、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされています。



浅間火山観測所（湯の平）の写真

https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan_houritsu/r5_kaisei.html
「令和5年の活火山法の改正内容について（内閣府防災のページ）」

火山防災

火山防災は、火山で起きる現象が人々の暮らしや命に被害を与えることを防ぐことです。火山が噴火すると、例えば「火砕流」（かさいりゅう）という、時として数百℃にもなる火山灰や溶岩のかげらが火山ガスと一緒に斜面を高速で流下します。

また熱い溶岩の大きなかけら（大きな噴石）が遠くまで飛散したり、降り積もった火山灰を含む大量の泥水が山を下って遠くまで押し寄せる（火山泥流）こともあります。



火山で日々起きる現象は必ずしも、常に被害を与えるわけではありませんが、それが通常より活発になった場合は被害を防ぐための行動をとらなければなりません。

火山災害から身を守るために

火山災害は、噴火等の現象が発生してから被害を与えるまでの時間が非常に短く、起きてから調べて行動するのは間に合いません。火山災害から身を守る上で大切なことは「安全な場所にいる」ことです。

自然現象は止めることができないため、「安全な場所にいる」ためには自ら選んで行動する必要があります。「どこが安全で、どこが危ないか」「危ない時はどういう時か」「危ない時の情報を入手する方法」「危ない時にとるべき行動」を事前に知っておき、実際に行動できるようにしておく必要があります。

1. 「火山防災マップ」を見て「噴火警戒レベル」に対応する危険な場所を確認する。
2. あらかじめ、避難場所や、そこまでの道順を確認する。
3. 気象庁の発表する「噴火警報」などの情報や「噴火警戒レベル」に注意する。
4. 噴火のおそれがある場合、噴火で危険になる地域では事前避難を行う。地元自治体から指示があった場合はそれに従う。

火山に登山する際には、万が一の噴火に備えて、登山用ヘルメットを持参することをお勧めします。「火山への登山のしおり」や「火山登山者向けの情報提供ページ」も事前にチェックしておいてください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/shiori/index.html> 「火山への登山のしおり」

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/map_0.html 「火山登山者向けの情報提供ページ」